

●香川県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年3月21日から同年4月10日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路 線 名 志度山川線（3号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市志度字寺町920番2 地先から さぬき市志度字正面2205番1 地先まで	10.2～12.7	82	平成30年1月9日付け香川県告示第6号の一部

4 供用開始の期日 令和7年3月21日